

第 11 回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成 27 年 5 月 7 日

上富良野町農業委員会

第11回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成27年5月7日(月) 午後6時30分から午後7時45分

2 場 所 上富良野町役場 第2会議室

3 出席委員 12名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	谷本 嘉彦	2	三好 利和	3	谷 忠
4	杉本 隆一	5	石橋 信次	6	佐藤 良二
7	井村 昭次	8	島田 政志	9	舘尾 雄治
10	長谷川裕見	11	井村 悦丈	12	青地 修

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
日程第2 諮問第1号 農用地利用集積計画書の作成について
日程第3 諮問第2号 農用地利用集積計画書の作成について
(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)
日程第4 諮問第3号 農用地利用集積計画書の訂正について
(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)
日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可取り消しについて
日程第6 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第7 議案第3号 土地の現況証明下付について
日程第8 議案第4号 平成26年度上富良野町農地賃貸情報の公開について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	北越 克彦	主査	甲斐 幹彦
----------	----	-------	----	-------

8 会議の概要

開会（午後6時30分） （着席）

開会の宣言

事務局長 只今より、第11回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
10番 長谷川裕見 委員に合わせ、ご唱和ください。

長谷川委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、12名であります。定数に達しておりますので、これより第11回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。 「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、2番 三好利和 君、3番 谷 忠 君、を指名いたします。

議長 日程第2 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。諮問第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。島津地区農用地利用改善事業実施組合ほかより、次のとおり利用権の設定（売買5件、賃貸3件）についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成27年5月7日提出 上富良野町長 向山 富夫

農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧願います。

以下、諮問第1号朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第1号 賃15、16番、所66番について、提案に関する補足説明を願います。
「3番 谷 忠 委員」

谷 委員 3番 谷です。賃15、16番、所66番について、補足説明いたします。

4月3日に島津地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、賃貸2件、売買1件の利用集積が成立いたしました。

賃15番 出し手 ○○線北○○号の○○○○さん、受け手 ○○線北○○号の○○○
○さん。所在地は、○○地区○○○○の南側で田1筆になります。これまで使用貸借し
ていましたが、規模縮小に伴い、10a 当たり田4,000円で3年間の賃貸借となりました。

賃16番 出し手 ○○線北○○号の○○○○さん、受け手 ○○線北○○号の○○○
○さん。所在地は、○○○○の北側、○○号道路に囲まれたところで、田1筆になりま
す。これまで使用貸借していましたが、規模縮小に伴い、10a 当たり田2,000円で3年
間の賃貸借となりました。

所66番 出し手 ○○線北○○号の○○○○さん、受け手 ○○線北○○号の○○○
○さん。所在地は、○○○○、○○○○さん自宅周辺です。これまで○○○○さんと賃
貸借していましたが、今回売買となり、10a 当たり田180,000円で売買となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

島田委員 賃15番について、賃貸価格は1万円ですか。

事務局 面積2,643㎡に4,000円をかけて、1,000円未満の端数を切り捨てると10,000円とな
ります。附表1に掲載されております。

谷本委員 賃15番の受け手、○○○○さんの生年月日が違うのでは。

事務局 後程、確認して誤記であれば訂正します。

議 長 他、ありますか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、賃15番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、賃 16 番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、所 66 番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第 1 号 所 67、69、70 番 賃 17 番について、提案に関する補足説明を願います。
「1 番 谷本嘉彦 委員」

谷本委員 1 番 谷本です。所 67、69、70 番 賃 17 番について、補足説明いたします。

4 月 8 日に江幌地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、売買 3 件、賃貸 1 件の利用集積が成立いたしました。

所 67 番 出し手 ○町○丁目○番○号の○○○○さん、受け手 ○○線北○○号 ○○会社 ○○○○さん。所在地は、○○道路の西側となります。これまで○○○○さんが賃貸しておりましたが、合意解約により、再処分することとなりました。10a 当たり 62,000 円で売買となりました。

所 69 番 出し手 ○町○丁目○番○号の○○○○さん、受け手 ○○線北○○号 ○○会社 ○○○○さん。所在地は、○○道路沿いとなります。これまで○○○○さんが賃貸しておりましたが、合意解約により、再処分することとなりました。10a 当たり 65,000 円で売買となりました。

所 70 番 出し手 ○○線北○○号の○○○○さん、受け手 ○○線北○○号 ○○会社 ○○○○さん。所在地は、○○道路○○○○宅の東側となります。これまで○○○○さんが賃貸しておりましたが、合意解約により、再処分することとなりました。10a 当たり 60,000 円で売買となりました。

賃 17 番 出し手 ○○線北○○号の○○○○さん、受け手 ○○線北○○号の○○○○さん。所在地は、○○号道路○○○○宅の南側となります。これまで○○○○さんが賃貸しておりましたが、合意解約により、再処分することとなりました。10a 当たり 5,000 円で 10 年間の賃貸借となりました。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、所 67 番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、所 69 番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、所 70 番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、賃 17 番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第 1 号 所 71 番について、提案に関する補足説明を願います。
「9 番 館尾雄治 委員」

館尾委員 9 番 館尾雄治です。所 71 番について、補足説明いたします。

4月16日に日清地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。

所71番 出し手 ○○線北○○号の○○○○さん、受け手 ○○線北○○号の○○○○です。所在地は、○○○○の奥、○○道路沿いとなります。今回、離農により、畑全筆の売買となりました。10a 当たり 55,000 円での売買となりました。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、所71番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第3 「諮問第2号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。
農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、1番 谷本嘉彦委員の退席を求めます。(1番 谷本 委員 退席)

諮問第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第2号について、ご説明いたします。
江幌地区農用地利用改善事業実施組合より、次のとおり利用権の設定(売買1件)についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成27年5月7日提出 上富良野町長 向山 富夫
農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧願います。以下、諮問第2号朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第2号 所68番について、提案に関する補足説明を願います。
「4番 杉本隆一 委員」

杉本委員 4番杉本です。所68について、補足説明いたします。

4月8日に江幌地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。

所68番 出し手 ○町○丁目○番○号の○○○○さん、受け手 ○○線北○○号 ○○○さん。所在地は、○○道路の東側となります。これまで賃貸しておりましたが、合意解約により、再処分することとなりました。10a 当たり田 70,000 円で売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

石橋委員 所68番について、位置図を見ると、細長い先端が道路を挟んで向こう側まで土地があるように見えるが。

事務局 そこは、ありません。

議 長 そこは、ありません。

石橋委員 わかりました。

谷 委員 3143番3と3143番5の間にある道路は町道ですか。

事務局 町道ではありません。

議 長 この道路の通る目的は。

事務局 この道路を通らないと奥の耕作地へ行けません。

谷 委員 本来ここは農地のですか。通るために道路にしたのではないか。

議 長 現在の所有者が通行を認めても、代が変わったりした場合、通行を認めないとなった場合は困る。袋地をつくってはいけないことになっている。

谷 委員 この道路を行政へ申請して町道に認定してもらえばいい。将来的に問題になる。

議 長 代が変わったり、持主が変わったりした時に、袋地になったしまう恐れがある時は売買をしてはいけないことになっている。

谷 委員 基本的に解決してから売買。町道認定になってから。

事務局 建設水道課の方も町道認定は難しいかと。

- 谷 委員 将来的に禍根を残さないためには今解決しておいた方がいい。
- 事務局 はい。
- 議 長 道路に関しては、買い手以外の人を買うことはない。
- 谷 委員 この道路は、農道として砂利を敷いているのでしょ。
- 事務局 農道としての扱いなのかは確認しておりません。
- 谷 委員 例えば、奥が農地ではなく山林でも同じこと。山林の木を伐採して搬出する道が無いことになる。
- 議 長 そのような問題が起きた時、どのように判断しますか。
- 谷 委員 将来的に町道認定を申請するなどの条件を付けるしかない。代わりしたらもめ事の原因になる。買い手が代々所有することは保証できない。
- 議 長 袋地になってしまったらどうにもなりません。
- 谷 委員 袋地になってしまったから、売買や賃貸に出しても誰も手を上げない。
- 議 長 採決をとる前に谷本委員を入れて確認をしたい。
- (1 番 谷本嘉彦 委員 着席)
- 議 長 農道の取扱いについて問題があります。農道については後で売買するとのことですが、買い手本人が今は通すと言っても、代が代わったりしたり所有者が代わった時に、奥の農地へ行けない。袋地をつくることになる。
- 谷本委員 それについては、斡旋会で売り手からの売買の条件としている。
- 議 長 買い手が条件を了解しても、代わりや所有者が変わった時に袋地になってしまう。袋地をつくることはできない。そこで提案ですが、農道を町道へ昇格する申請をして道路を確保する。申請をすること。共有地にするか町道へ昇格する申請をすることでいいですか。
- 谷本委員 はい。
- (1 番 谷本 委員 退席)
- 議 長 谷本委員のお話のとおり、最終的には袋地にしないとのことなので採決に入ってよろしいでしょうか。質疑の中で何かありますか。
- 職務代理 町道認定になる場合、土地は寄付になるの。
- 谷 委員 最終的には町へ寄贈することになる。
- 議 長 これをもって質疑を終了いたします。

これより、所 68 番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
1 番 谷本嘉彦 委員の退席を解きます。(1 番 谷本嘉彦 委員 着席)

議 長 日程第4 「諮問第3号 農用地利用集積計画の訂正について」の件を議題といたします。
農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、10番 長谷川裕見委員の退席を求めます。(10番 長谷川 委員 退席)

諮問第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第3号について、ご説明いたします。
平成27年3月9日に議決した農用地利用集積計画について、内容の訂正がありましたので、再度農用地利用集積計画を定めることで、委員会の意見を求めるものです。
平成27年5月7日提出 上富良野町長 向山 富夫

里仁地区の農地斡旋会が2月20日に行われ、出し手 荒廣之さん、受け手 長谷川裕見さんの売買が成立しました。その後、平成27年3月の農業委員会総会で議決し、翌日3月10日に公告しております。

売買となった農地の面積について、全29筆のうち一筆、誤った面積で算定したため、面積合計、売買価格の計算が違ったものでございます。

売主、買主、関係者協議した結果、売買価格について、7979千円を7894千円に変更することとなり、利用集積計画書を改めたものでございます。

このことは、事務手続きを行うことでの確認作業が至らなかったものであり、今後このようなことのないよう、事務局職員職務にあたってまいりますので、ご了承をお願いいたします。

以下、諮問第3号朗読。

議 長 これをもって提案に関する説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第3号を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
10 番 長谷川裕見 委員の退席を解きます。(10 番 長谷川裕見 委員 着席)

議 長 日程第 5 議案第 1 号 「農地法第 3 条の規定による許可処分取消について」の件を議題といたします。議案第 1 号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第 1 号について、ご説明いたします。
農地法第 3 条第 1 項の規定により、平成 27 年 2 月 6 日付で許可した件について、許可の取り消しの願いがありましたので、審議を求めます。

平成 27 年 5 月 7 日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

以下、内容を朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第 1 号について、提案に関する補足説明を願います。

「6 番 佐藤良二 委員」

佐藤委員 6 番 佐藤です。議案第 1 号について、補足説明いたします。

土地の所有者は〇〇〇〇さんで、従前息子さんの〇〇〇〇さんに使用貸借していましたが、贈与の許可申請があり、2 月 6 日の農業委員会で許可したところですが、税金等について、再検討し、税理士さんの指導も受け、今回贈与については取りやめる。ということとしたものです。

慎重審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

谷 委員 これは生前贈与ですか。

佐藤委員 そうです。

事務局 ご説明します。相続時精算課税制度ということで、2,500 万円まで非課税の制度があり、その制度を利用しよう進めていた。全面積を贈与との申請があり許可したところであり

ました。税務の課税状況、農協の見積り等をお願い、最初は1千万円程度の評価額で予定していた。進めていく中で評価額が1,900万円程度になりそう。2,500万円を超えると税率が20%と高くなる。相続時精算課税制度の適用を受けると別の制度を利用できなくなることが後々わかった。

上川総合振興局の不動産取得税が3%課税される。相続時精算課税制度で贈与が行われた時に3%の税金が課税されます。登録免許税が2%課税されます。合わせて5%の税金が課税されます。1千万円と見積もっても50万円の税金が課税されることになる。いろいろ再計算し、税理士の指導を受けて、今回については贈与しないこととなった。

谷 委員 親は農業者年金に加入していた。

事務局 親は経営移譲年金を受給しております。

谷 委員 贈与しないのなら農業者年金は満額支給にならない。

事務局 次の議案第2号で使用貸借の許可申請があります。このままだと経営移譲年金を満額受給できません。

元々使用貸借をしていた。意合解約をして贈与の手続きをした。

使用貸借したところなので、使用貸借の合意解約をしないで、そのまま贈与の手続きをすればよかった。

そうならば贈与の取消申請なので、贈与の許可を取消すればよかった。使用貸借は生きていた。

使用貸借の合意解約をして贈与をしようとしたので、今回は贈与の取消と使用貸借の許可申請です。

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 議案第2号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。議案第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求めます。

平成27年4月6日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第2号2番について、提案に関する補足説明を願います。
「6番 佐藤良二 委員」

佐藤委員 6番 佐藤です。議案第2号2番について、補足説明いたします。

先ほどの議案第1号で〇〇〇〇さんの贈与の取消しがあったところですが、再度使用貸借の許可申請をするものです。

慎重審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第2号 3番について、提案に関する補足説明を願います。
「8番 島田政志 委員」

島田委員 8番 島田です。議案第2号 3番について、補足説明いたします。

出し手 〇〇線北〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手 〇〇線北〇〇号の〇〇〇〇さん。所在地は、〇〇線北〇〇号の田2筆となります。これまで賃貸借しておりましたが、今回売買となりました。

慎重審議をよろしく願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号3番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7 議案第3号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。
議案第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。
北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求めます。
平成27年5月7日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修
審議資料として、現地調査等を添付してございます。以下、内容を朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第3号について、調査を行った担当委員から補足説明をお願いします。
「6番 佐藤良二 委員」

佐藤委員 6番 佐藤です。4月17日に長谷川委員、舘尾委員とともに現地調査を行いました。

申請者は、〇〇線北〇〇号の〇〇〇〇さんです。所在地は、〇〇線と〇〇線の間、北〇〇号です。平成12年に〇〇〇〇氏から宅地として購入し、その後、14年頃から畑として使用しています。

今回、地目を変更登記したい理由で、現地確認をし、農地と判断されますので、宜しくお願ひします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

島田委員 宅地に農作物を作付しても問題ないのですか。

議 長 問題はないです。問題になるのは田んぼ（水田）を作ることです。畑は問題ないです。

谷 委員 地目を変えないと国からの補助金がもらえない。宅地だと対象にならない。

議 長 他にありませんか。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8 議案第4号「平成26年度上富良野町農地賃貸借料情報の公開について」の件を議題といたします。
議案第4号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第4号について、ご説明いたします。
平成26年度上富良野町農地賃貸借料情報の公開について、平成26年4月1日から平成27年3月31日の1年間に締結された賃貸借における農地賃貸借料水準(10a当り)の公開について審議を求める。
平成27年5月7日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修
賃貸借料平均額の算定あたっては、田と畑ごとに最高額と最低額を除いた、10a当りの賃貸借料の合計額を件数で除したもので、農地法第52条に基づき、賃貸借料情報を町のホームページ等で公開していきます。
ご審議、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。

島田委員 出てきた件数で割るということですが、面積割しないと本当の平均値は出ないのでは。

議 長 これは、あくまでも反当りの平均値です。

島田委員 水田は、こんなに安いのですか。

議 長 安い箇所は、ただ同然の所もある。

谷 委員 情報開会は平均値で出しているのか。最高と最低は。

事務局 最高と最低もホームページに掲載している。

島田委員 近隣の市町村と比べていかがですか。

議 長 上富良野町は安いです。

事務局 毎年の実数を計算しているので、地区ごとで偏りがあると変動します。売買価格を比較すると当町の方が安いかと。平均を見ると大差ないかと。

議 長 他にありませんか。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号 を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。本日の日程は、全て終了いたしました。

第11回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局 全員ご起立ください。 「礼」

以上、諮問3件、議案4件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後7時45分

上記第11回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

平成27年 5月 7日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____